

松が丘（片山）の思い出

須藤良作

1 新編武蔵風土記稿の片山

此処松が丘の地は、昭和38年10月1日住居表示施行によって、新青梅街道以南の江古田1丁目と、西武電車新宿線以北の新井を加え中野通りを境に松が丘1, 2丁目の新町名になったのでありますが、明治17年前までは東京府東多摩郡片山村でありました。江戸時代の片山村について、新編武蔵風土記稿に次のように記されています。

片山村ハ郡ノ東界ニアリ江戸日本橋ヨリ行程3里余村ノ広サ東西5丁南北4丁許南ハ上高田村ニ接シ北ハ江古田村ニトナリ西ハ下沼袋村ニ及ヒ東ハ豊島郡葛ヶ谷村ナリ

民家ハ僅ニ16軒北ヨリ東ノ方ニ居住ス

土性ハ野土高低アル村ナリ当所ハ御入国ノ後年代詳ナラス細田嘉右衛門ニ賜ハリ今ニ尚ソノ子孫嘉右衛門カ知行所ナリ 正保4年8月伊奈半十郎検地ス

片山村 小名

宮下（村ノ南ノ方ヲ云）

北原（文字のコトク北ノ方ニアリ）

山 川

川 村ノ北境ヲ流ルゝコト4町余水元ハ井草村妙正寺ヨリ出下沼袋村ヨリ村内ニ入流末ハ上高田村ニ至ル 用水ニハ此水へ堰ヲカケテ引分所々ノ水田ニソゝキ末ハ上高田村へ達ス村ニカゝルコト3町許

神 社

天満宮 北ノ方ニアリ村ノ鎮守ナリ本社ハ一間四方南向拝殿二間四方前ニ鳥居ヲタツ

稻荷社 除地前ノ社ヲ合テ150坪前ノ社ヨリ少シク東へヨリテアリ 社ハ四尺二六尺西向 右ニ社共ニ上高田村東光寺持

2 東京府志料の片山

明治5年に東京府が調査した「東京府志料」によると村の位置、地境、小名などは、風土記稿と同ように記されていますが、土地の広袤

は東西3町半、南北4丁半、戸口は戸数21戸、人口は150人、内男55人女60人、車馬は農車2輛、水車1ヶ所、馬一疋、神社は北野神社、村の鎮守なり、本社2間に9尺、社地109坪田野は田3町4反3畝15歩5厘、畑9町7反5畝3歩5厘、土性は色黒く野土なり、歳額は正租米16石4斗8升8合、金15円13銭1厘8毛、雑税米4斗7升1合、金1円17銭6厘4毛、物産は米40石9斗5升価金163円80銭、大麦105石5斗価金131円87銭5厘、小麦8石6斗価金21円50銭、大豆1石2斗5升価金3円12銭5厘、稗30石価金30円、黍11石価金18円33銭3厘、蕎麦3石5斗価金8円75銭、芋50駄価金25円、茄子50荷価金12円50銭、干菜菴90駄価金22円50銭、胡麻1斗5升価金1円、菜種1石5斗価金12円50銭、鵜卵1,050箇価金7円35銭、筍8荷価金5円60銭、南京瓜5荷価金50銭、牛蒡6荷価金1円12銭5厘、薪8駄価金4円、柿10荷価金15円、栗2斗5升価金2円。

道路は青梅裏道、三小区葛ヶ谷村より来り江古田本村を経て青梅間道に合す。

このように記されていますが、片山村は明治17年に、江古田村へ編入されました。その後小名の「宮下」は北野神社付近の地域で「北原」に包含され、別に上高田、新井両村に接している地域を「南原」と表示され、神社付近の居住者はこの方面を原と呼んでいました。因にこの北原、南原の地名は昭和7年10月市域拡張の際江古田1丁目に編入になりました。

3 町名松が丘の起りと松林

ところで何故「松が丘」の町名が生れたかといいますと、昭和37年住居番号表示施行の時江古田1,2,3丁目は中野区のモデル地域として、最初に施行され、新町名について片山町会では中野区片山町にしたいと提案しましたが、居住者の一部は発展した都会に昔の村名を持ち出すのは納得できないと反対したので、町会執行部は考慮の末、片山の台地は松林であったところから松が丘と命名したのであります。

片山村は地形をみても上高田、新井の台地に接続して、北西に半島状の丘陵になって、突出している上に、三方は川に取りまかれていて、江古田との交通より、上高田の方が、便利であったから、上高田村に合併すべきであったと、古老は話していました。

4 享保年間片山の絵図

享保12年代官に提出した、下高田村、片山村の絵図を見ると一投に両村が画かれ、片山村の西、北から東方へ川がめぐり、境橋（現今の下田橋）から下流の四村橋の南岸に、川に沿って御成道が朱線で記され（現今の哲学堂公園梅林からオリエンタル写真工業会社の正門辺）との二橋を御伝橋と書かれている。また上高田の北原橋（東光寺の北）から中野区立野球（テニス）場の中を妙正寺川に沿って葛橋辺まで御成道が朱色で画かれ、この二橋も御伝橋と記されている。

5 御立場、御成道、御伝橋

上高田の遠蔵山（現今の無線電信江古田中継所付近）の西北の高台に、御立場が表示されているが、此の絵図は將軍吉宗公が、鷹狩に出行する前に、代官が、地元の名主に命じて、作製させた図の写し（控用）と思う。享保13年2月12日八代吉宗公が江古田筋の狩猟に出行し、東福寺で休息されたことは古文書にて伝承されている。

この絵図は、片山村の名主岩崎家に保管してありましたが、明治40年岩崎氏経営の水車（片山の水車といって江戸時代から有名であった）が火災の時焼失を免れ他の文書と一緒に、深野兼吉氏（正浩氏の祖）へ預けられた。深野家では一時保管していましたが、組総代の熊沢米太郎氏へ保管を依頼した。同氏は大正末期頃別宅へ移られた時に岩崎家古文書の一部を、別宅へ移したその内に含まれていた絵図であります。

6 片山の水車

前記片山の水車は妙正寺川、江古田川（旧中新井川）の合流した下流で、水量が豊富で杵の数も多く繁昌していたが、岩崎氏は再建しなかったのので、江古田本村の深野清三郎氏が継承して、水車を再興して、榎本与三郎氏に運営を依頼した。水車は再び繁栄した。水車を利用する人々は「与三車」と呼んでいたのです。

7 板碑の出土と館址

片山陸橋がなく丘陵が続いていた頃（細い道が通じていたが両側は急な崖になっていた）此の南西に当る傾斜している雑木林を、持主の熊沢宗一氏が、畑に開墾していた時、この斜面から十数枚の板碑（青

石塔婆)が出土した。応永年間のもので多くありましたが、この斜面の東寄りの地域は、北側が急で深い崖になって、和田山と水田をはさんで対峙し、西南方は傾斜した崖で東南方が台地に続いている、要害と思われる地形で恐らく中世の頃には豪族が居を構えていた、いわゆる館が在って、板碑が十数枚も出土しているので相当長い期間親族、家臣が共に居住していたように想像されるのであります。

熊沢氏が板碑を発掘したのは明治35年といわれました。この板碑は3分して子育地藏尊のところと、蓮華寺の熊沢家墓所と、自家納屋の軒下へ置かれたが、納屋以外の所のは紛失し、納屋に保管したものが中野区文化センターの郷土史料室に展示してあります。

8 片山の川と橋と堰

片山の地形について前にもふれましたが、細長い丘陵が突出して、三方は川が流れているので江古田、沼袋方面と往来するには二つの橋が架かっていた。一つは水車側に木製の境橋(現今の下田橋)、今一つは水車前から、北野神社前を南へ折れ更に西へ折れ坂を登って西へ進んで坂を下りて、府道(淀橋、白子線)へ出て右折して50米程のところの石の橋があった。正式の名は不明であるが片山の人は石橋といていた。(水車側の橋が木であった故であろう)沼袋・丸山の人々は松山橋といった。(現今の大北橋である)

因にこの大北橋は沼袋の小字大下の大と片山の北原の北を結んで大北橋と命名されたようです。

松山橋とは、石橋の東側府道に沿った高い丘に松の大木が聳え、背戸の松山といわれていた。背戸とは深野正浩氏家のことで、三方が川にかこまれ、南方が尾根のように丘の路が南原へ通じている地形であったので、このようにいわれたと思います。

松山について前記深野家と片山陸橋の間で村道の西側も傾斜した広い松林であった。松の間には桜もあって、のどかな風情でありました。

昭和の初め頃は、和田山の哲学堂西斜面は松林でその中央辺に一本の大松が聳えて各地から眺められ、円了博士は「天狗松」と命名されていましたが、枝を伐ると血が出ると子供の頃にはいわれたものです。

三方をとりまく川について、先ず上流の西斜面松林の下に「川中の堰」があった。この分水と本流の中の田は「川中の田」といわれ、分水はこの田に灌水したあと本流の上を、土管で東側へ送り、府道に沿って北方へ流し、丘陵と妙正寺川の中留の山下の田へ灌水させていま

した。

石橋から約200米で丘陵の西北端下に「山下堰」があった。この堰を江古田では「柏堰」といったが、付近に柏の木があって、このように名付けたか不明であります。山下堰の分水は、丘陵北端の崖下を東方へ更に南方へ流れ北野神社と水車の間を南方へ流れ和田山下の水田に灌水していた。水車の西寄の角に洗い場が設けられていた。山下堰の本流は丘陵の東端付近で中新井川（現今の江古田川）と合流して約50米程の下流に「車堰」（片山の大堰）があった。堰の分水は片山の水車の用水であったが、堰の上は広く深く、農村時代のその頃では、かっこのプールで夏は子供等が大ぜい集って賑やかであった。

柏堰の分流と本流の間には以前、水田を廃止して、十面程の長方形の煉瓦とセメントの泉水を作り、天然氷が製造され、丘陵の東北辺には、横穴の氷室があって、貯蔵してあった。現今の江古田公園のつり橋の西端辺であった。製造を止めた後も泉水は暫く残っていた。

分流の流れは早く、赤い肌を出していた崖のふもとの水は冷えていて、流れで遊んでいると寒くなるので、急いで側の氷を採取した泉水に飛び込んだ。池の水はあたたかかったが、おたまじゃくしが無数にいて気持がよくなかった。

ここは現今の川のところで、当時の川は現今の新青梅街道で江古田大橋の下の辺りが合流した所である。尚、江古田公園の周辺は下田といわれた田であった。また江古田公園に沿う、現今の川は西側へ移動し、車堰の在ったところは公園の中になっていると思われます。

9 野方遊楽園のプール

大正12年頃に和田山の南側下の田を中心に遊楽園が開園したが、9月の関東地方の大地震で破壊され、経営者は行方が知れず連絡がないので、数名の土地貸主が協議して、直営することを定め、再興にかかり50米のプールと他に子供用のプール2ヶ所をつくり、側には東中野の鈴木磯五郎経営の釣り堀（現今の日本閣）に習って釣り堀と水月亭と呼ぶ料理屋を建て、江古田氷川神社大門通りの桜の木を、移植して整備し、「野方遊楽園」と命名して、大正13年5月に開園した。此のプールの用水は柏堰の分水を取り入れましたが、その頃から震災で焼失した、下町の居住者は住居を山の手建てる人が多くなり、排水が川に入って、妙正寺川の清流も汚れて来たので数年後閉鎖してしまいました。

その頃和田山の哲学堂から眺めた、片山の丘陵は北端の突き出た辺りは、杉の木を含む雑木林で、北野神社境内は杉の木が聳え、社の西南部の民家には、檜や樺の屋敷林が茂り今の陸橋南端付近から東方は、高い樺の森が続き、南の台上の鼓が原東山の北側は、坂に沿って、檜、樺、榎などの雑木林でその東側の遠蔵山（上高田）の杉林が続き、北傾斜面の杉の緑はまばゆい程の美しいものでありました。

10 片山の坂と崖

片山には坂が5ヶ所あって、何れも急なこう配で、高い丘であることがわかります。北野神社前から西へ行く道路は、西端で府道へ達しますが、此の道路の両端はこう配の急な坂道です。西端の府道を妙正寺川に沿って、南方へ行くと、左方は桜を含む松林でその右下にある川中堰の水音を聞き乍ら、約100米程で雑木林に沿った坂になるが、この坂は途中で右方へカーブしている長い急な坂でありました。

この坂の北側は雑木林で、曾つて熊沢氏が板碑を発見した、崖につづくところで、前に記したように中世の頃、豪族が館を構えていた所の一部と想われます。大正の末頃にこの台上に、洋風建築の家が2戸建ち、当時では珍しく、新井、沼袋方面から目についたものでした。

北野神社前から南へ約150米のところ南へ登る坂があり急であった。この道は丘の上の道路と並行した道で坂の上で連絡していた。

今一つは西落合（江戸時代は上落合の飛地）から西へ向い、子育て蔵尊と庚申塔の前から南へ通じている上高田との境の坂であります。

11 オリエンタル写真工業第2工場設立

さて野方遊楽園の跡地は、土地所有者が協議した結果、大正9年9月葛ヶ谷（西落合1丁目）の御霊神社南側に建設されたオリエンタル写真工業会社の第2工場敷地として、一部を除き6,000坪を、昭和4年3月、賃貸借契約を締結した。貸主は10名でオリエンタルの社長は写真界の先覚者といわれた著名な菊地東陽氏でありました。当時哲学堂から南側に接近して工場が建設されれば、煤煙の被害が生じ、機械運転による喧噪で、景勝地の風致が破壊されるといって、反対運動を始めたが貸主の代表者北島初太郎氏等の仲介で治まりましたが、このことで変化に富んだ、市内に数少ない当地の環境は大いに変わってしまった。尚、遊楽園の西端に熊沢氏が建てた水月亭は哲学堂が譲り受け、俳句会、茶の会などに利用されているようです。

12 野方風致地区の指定

オリエンタル写真会社の工場が四村橋より西側に広がって、広大な工場地になったのであるが、未だ周辺の丘陵地帯は、景勝地域が残されているので、昭和8年1月24日付の内務省告示第17号で、野方風致地区に指定され、2月7日に施行されることとなりました。

その区域は中井の御霊神社、目白学園の古代住居跡の発掘された丘陵（現今の中井2丁目及び中落合4丁目）。葛ヶ谷の御霊神社、オリエンタル写真工業会社第1工場、オリエンタル写真学校（現今の西落合2丁目）。和田山の哲学堂（現今の松が丘1丁目）。和田の下の江古田公園（現今の松が丘2丁目）。和田の上の野方給水塔、蓮華寺（現今の江古田1丁目）。本田の一部（現今の江古田2丁目）。片山の北野神社（現今の松が丘2丁目）。オリエンタル第2工場（現今の西落合2丁目及び松が丘1丁目）。上高田北原の三井家墓地、東光寺、光徳院（現今の上高田5丁目）。同所の中野区営野球場、テニスコート等を包含する21万4,025坪となっていました。

13 野方風致協会の成立

風致地区の指定を受ければ、昭和6年12月府令第45号及び昭和7年6月告示第335号の風致地区規定を遵守し、普及しなければなりません。当時オリエンタル写真工業会社総務部長から監査役になった小泉寿太郎氏が淀橋区議会議員をしており、第2工場敷地の貸主の代表で中野区議会議員であった、北島初太郎氏が中心になり、風致地区内の哲学堂をはじめ神社、仏閣の代表者、有力者等を招集してたびたび協議した結果「野方風致協会」を結成することになり、事務所をオリエンタル会社内に置き、写真学校を集会場にした。

時局は日華事変に発展し、役員を定めただけで業績もなく、四村橋の袂その他に「野方風致地区」の標識の杭を建てたまま非常時局のなかに、消えていってしまいました。（昭和54年10月）